

## Ⅱ 給付金関係



# 第1 年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

## 1 趣旨等

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

		①低所得の高齢者向けの給付金	②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金
趣 旨		「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。	
内 容	支給対象者	平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者	平成28年度簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（①の支給対象者を除く。）
	予算上の対象者数 （注1）	1,130万人	150万人
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基 準 日	平成27年1月1日	平成28年1月1日
	支 給 額	支給対象者一人につき、30,000円	
	費 用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予 算 額	【平成27年度補正予算案に計上】 3,624億円 （事業費：3,390億円 事務費：234億円）	【平成28年度当初予算案に計上】 450億円 （事業費：450億円 事務費：（注2）参照）

（注1）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る事務費は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の事務費に含まれている。

（※）支給時期は、①の給付金は平成28年3月～6月頃、②の給付金は平成28年10月頃～を予定している。

## 2 支給対象者

### （1）低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者については、平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者とする。

※全国で1,130万人程度の対象者を見込んでいる。

＜参考＞平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給要件

（基準日：平成27年1月1日）

- ① 各市町村の住民基本台帳に記録されており、
- ② 平成27年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）であって、
- ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者

（2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者については、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者とする。

ただし、（1）の低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者を除く。

※全国で150万人程度の対象者を見込んでいる。

（3）生活保護制度の被保護者等については、生活保護費の支給により、最低限度の生活を保障しているため、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象外とする。

（4）DV被害者の取扱い

ア DV被害者については、基準日時点で配偶者と生計を別にしていないDV被害者について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者が居住する市町村から支給することとする。

イ このため、DV被害者については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いする。

ウ 平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成27年4月13日事務連絡）等により御協力をお願いしたが、年金生活者等支援臨時福祉給付金についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については本年2月頃に、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の分と併せて、本年7月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

### 3 支給額

給付対象者一人につき、30,000円とする。

### 4 実施方法

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に当たっては、市町村（特別区を含む。）を始めとする地方の協力が不可欠であるため、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な支給方法とする。そのため、これまでの簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同じ仕組みで実施する。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に要する費用については、国が負担するものとする。

## 第2 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要

### 1 趣旨等

- (1) 低所得者に対し、消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、平成28年度も簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。
- (2) 制度の概要は、支給額や加算措置の有無といった変更点を除けば、基本的に平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様である。以下の図を参照されたい。

### 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要（26～28年度の比較）

		平成28年度	平成27年度	平成26年度
趣 旨	趣 旨	税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施		
	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 （市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）		
内 容	予算上の対象者数（注1）	2,200万人	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給		
	実施主体	市町村（特別区を含む）		
	基準日	平成28年1月1日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支給額（注2）	支給対象者一人につき、3,000円 （加算措置なし） （平成28年10月～平成29年3月の半年分）	支給対象者一人につき、6,000円 （加算措置なし） （平成27年10月～平成28年9月の1年分）	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を 加算 （平成26年4月～平成27年9月の1年半分）
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）		
	予算額	1,033億円 （事業費：660億円、事務費：373億円 （注3））	1,693億円 （事業費：1,320億円、事務費：373億円）	3,420億円 （事業費：3,000億円、事務費：420億円）

（注1）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注2）支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出。

（注3）平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、事務費の額には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る分も含まれている。

## 2 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響分を織り込んで設定されているため、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、基準日（平成28年1月1日）における生活保護制度の被保護者等については、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給対象外とする。

## 3 施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

(1) 平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に以下のような取扱いとする。

ア 基準日（平成28年1月1日）時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

イ DV被害者等については、基準日（平成28年1月1日）時点で配偶者と生計を別に行っているDV被害者等について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

(2) このため、施設入所等児童等及びDV被害者等については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いします。

(3) 平成27年度事業においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成27年4月13日事務連絡）等により御協力をお願いしたが、平成28年度事業についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、本年7月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

### 第3 実施に向けた準備

#### 1 予算について

##### (1) 国における予算計上

ア 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要する経費については、平成27年度補正予算（案）に計上し、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給に要する経費については、平成28年度予算（案）に計上したところである。

イ 補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

##### (ア) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

###### i 事業費 3,390億円

$$\cdot 30,000円 \times 1,130万人分 = 3,390億円$$

###### ii 事務費 234億円

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = \text{約219億円}$$

##### (イ) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

###### i 事業費 450億円

$$\cdot 30,000円 \times 150万人分 = 450億円$$

###### ii 事務費 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の事務費を参照

##### (ウ) 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

###### i 事業費 660億円

$$\cdot 3,000円 \times 2,200万人分 = 660億円$$

###### ii 事務費 373億円（※）

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = 358億円$$

（※）平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金はその申請や支給等の事務手続きを併せて実施することを想定していることから、事務費をまとめて計上している。

ウ 事務費の予算計上の考え方は以下のとおりであり、平成26～27年度の簡素な給付措置とほぼ同様である。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
  - ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
  - ・ システム改修費 [既存システムの改修など]
  - ・ 電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
  - ・ 口座振込手数料
  - ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
  - ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]
- などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
  - ・ 全国説明会への出席旅費
  - ・ 補助金執行事務に要する人件費
  - ・ 広報経費
- などの経費を見込んだもの。

(2) 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

ア 年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に係る予算については、事業費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。

イ 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る予算については、事業費・事務費ともに平成28年度へ繰り越して使用することが出来るよう、国において、繰越明許費として要求することとしている。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）については、平成28年度中に事業が完了することを原則とし、予算を平成29年度に繰り越して実施することは想定していない。

### (3) 地方公共団体における予算計上について

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年前半の個人消費の下支えに資する観点から、可能な限り早く支給ができるよう、平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の枠組みを応用しているところであるので、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、支給対象者が、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者に該当する者を除く。）であるため、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に併せて支給することとし、その効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）については、基準日を平成28年1月1日とし、平成28年度分市町村民税の課税情報に基づき、平成28年10月から支給を開始していただくことを想定しているので、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

### (4) 都道府県に対する事務委任について

年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

## 2 実施スケジュール等について

### (1) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

ア 上述のとおり、平成28年前半の個人消費の下支えに資する観点から実施するものであることから、できる限り早期に支給するため、事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、申請受付開始日から3か月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付

開始日から3か月以上4か月以内の範囲とすることができる。

ウ ただし、円滑な事務遂行の観点から、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の申請時期と重複がないようご対応いただきたい。

(2) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

ア 上述のとおり、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、平成28年10月から平成29年3月までの半年間の期間に対応するものであることから、各市町村においては、平成28年8月から9月頃に申請受付を開始し、平成28年10月から支給を開始するスケジュールを基本に事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、申請受付開始日から3か月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

ウ 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給することとする。

エ なお、上述のとおり、平成28年度中に事業を完了することとしているので、申請受付期間の設定に当たっては留意願いたい。

### 3 広報に関する準備作業について

(1) 国の広報について

年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）における国の広報予定は、以下のとおりである。

ア 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様、特設ホームページを設ける。

イ 特設コールセンターの設置

国民からの一般的な問い合わせに国でも対応するため、平成26～27年度の簡素な

給付措置（臨時福祉給付金）と同様、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする予定である。

なお、平成27年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の臨時福祉給付金（臨時福祉給付金）に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平成28年4月以降の対応については、委託業者の選定等の手続き後、開設時期等を連絡する。

#### ウ 一般的広報

各市町村で申請受付期間を念頭に、以下のような一般的広報を実施する予定であり、委託業者の選定等の手続き後、具体的内容を連絡する。

なお、メディア広報（テレビスポット、ラジオ広告、新聞広告、インターネット広告）は、大半の市町村が申請受付を開始する時期と申請受付を終了する直前の時期を捉えて重点的に行いたいと考えている。

- ・ テレビスポット
- ・ ラジオ広告
- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ ポスター・チラシの作成、配布

#### (2) 地方公共団体における広報について

ア 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

イ こうした個別の勧奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、各市町村において効果的な申請勧奨に取り組んでいただきたい。